



安全衛生方針

明協電機株式会社

1. 安全衛生基本理念

【安全は全てに優先する、安全・安心・働きやすい職場づくり】

2. 安全衛生基本方針

安全衛生活動は経営の基盤であり、当社で働く人の安全・健康に及ぼす影響を最小限となるよう企業活動の中で安全衛生を徹底し、快適な職場環境を目指す。

- (1) 労働安全衛生法の関係法令を遵守し、より一層の安全衛生管理に努める。
- (2) 職場の危険有害要因の明確化と対策の優先度を定めるリスクアセスメントを実施し労働災害ゼロの安全で快適な職場づくりを推進する。
- (3) 全社員とのコミュニケーションを図り、全員参加の安全衛生活動を実行していく。
- (4) 社員教育を通じて従業員の安全意識の向上を図る。
- (5) 社員・協力会社が共に一致協力して安全衛生活動に取り組む。

3. 目 標

「 凡 事 徹 底 」

「無事故・無災害 1500 日継続を経て連続 2000 日の達成」

(※2026.5.9)

4. 計 画

- (1) 「安全衛生、技能講習」は業務の一環ではなく、最優先すべき事項として取り組む。
- (2) 【安全は全てに優先する、安全・安心・働きやすい職場づくり】を具体的に実行するため、必要な取り組みに対し経営資源を投入する。

5. 安全衛生管理の重点施策

(1) 安全衛生教育の受講 ※事業主責任

職長・安全衛生責任者教育（新規受講及び能力向上教育）を受講していない者は

責任者として認めません。

- ・事業主は必要な教育等を従業員に受講させる責任があります。
- ・従業員は事業主から指示された教育等を受講する義務があります。

安全衛生教育や技能講習の受講は最優先すべき仕事です！！

5年を大きく超過した職長・安全衛生責任者教育(能力向上教育)では職長としての有資格者と認められません！（法律で定められております。）

（２）安全計画(危険性・有害性の調査等)→作業指示書→危険予知活動→見直し

- ・「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に示された実施事項に基づき、作業計画時に**危険性または有害性の調査（リスクアセスメント）を実施する。**
- ・現場責任者(現場代理人/業務責任者)は実施したリスクアセスメントに基づき作業安全指示書を発行し、作業者に対し具体的な作業指示を行います。

※朝礼だけでなく、変更事項指示、進捗状況等の確認を含めた**昼礼を実施**します。

リスクアセスメントの未実施 ⇒法令違反！

- ・安全作業指示書は必ず発行します。【現場責任者の責務】

作業前に安全作業指示書が発行されない場合は作業を拒否して構いません。

安全管理が出来ない責任者が現場・作業者の安全を守れますか!?

万一の場合、口答指示だけの場合は管理されているとは見なされません。

作業者は指示された内容を理解した上で自筆のサインし記録に残します。

紙媒体はファイルし、K Y 黒板記録は写真に残す（改竄防止処置する）

（３）安全衛生 作業環境の整備と確保（高温期の熱中症対策）

- ・作業場・事務所の整理・整頓・清掃の徹底，5 S の推進，挨拶の励行
- ・清潔な服装、保護具(ヘルメット・墜落制止用器具・手袋（耐切創等）)・安全靴の着用

(不良品の排除)。墜落用制止器具 3 年（ランヤードは 2 年），ヘルメットは 3 年を越えて使用しない。(明協ヘルメットは熱可塑性樹脂製 ABS、PC、PE にて 3 年、FRP 製は 5 年)

(使用開始時期の記録の確認)

安全帯は使用できません。

墜落制止用器具の使用となりフルハーネス型が基本となります。

フルハーネス型も二丁掛けが基本です。

フルハーネス型安全帯使用時は特別教育を受講しなければ使用してはなりません。

(特別教育を受講しないで着用しての作業は違反となります)

- ・作業所の立ち入り範囲の明確化（見える化の推進）

① 作業区域外への無断立ち入りの禁止

② 作業範囲の明確化【カラーコーン・バーによる作業区画の実施】

・熱中症を防ぐための取組を推進

W B G T 値（暑さ指数）による作業所の環境管理をおこなう

- ① 作業計画立案時に具体的な対応策を検討し、作業所で熱中症予防対策を推進する。
- ② 黒球式熱中症指数計（タニタ製熱中アラーム計 等）の全作業所導入…
アラーム消音しない。
- ③ 積極的な給水 Time の確保、酷暑時間帯の休憩時間の延長等を考慮し施工計画をたてる。
- ④ 作業着手前（朝・昼）作業間、休憩時に水分補給しているかの確認→
水分取れないのは不調のサイン（体調変化を見逃さない）
- ⑤ 熱中症の症状が現れた場合には連絡ルートに従い連絡し、熱中症の応急処置を実施すること。必要であれば医療機関へ搬送する。
- ⑥ 基本的に一人作業はさせない。やむを得ず一人作業になる場合は職長が30分に一回程度連絡を取り状況確認をすること。

（４）電気災害・感電災害防止

- ・現場調査でも作業指示書の発行、危険予知活動を行う（毎年、感電死傷報告が多い）
単独で行わず、監視者(作業指揮者)をおき、需要家の立ち会いの下おこなう
- ・作業責任者による作業範囲・内容の明確化と指示・連絡の徹底
- ・運用中の盤を勝手に開けない【盤扉の開錠,操作…鍵の管理は責任者限定】
- ・運用中の盤内遮蔽板の取り外しを作業・調査を含め行わない（重大障害事例が多い）
- ・作業着手前の検電確認(作業範囲の再確認)及び作業区画（養生）を確実に！
- ・活線作業及び一人作業をしない！・させない！・見逃さない！

（５）交通事故防止

- ・交通ルールの遵守(速度超過・**あおり運転**・過労時運転・運転中の通話等)
- ・飲酒運転、酒気帯び運転は違反ではなく犯罪行為です
- ・過労時、睡眠不足時、投薬副作用時の運転は禁止（判断力低下による事故が多発）
※安全運転義務違反に問われます。**事業者の管理責任！**
- ・信号のない横断歩道での歩行者優先【義務】優先路でも譲る気持ちを持って運転する。
歩行者・自転車は止まらないと思って一時停止・安全確認！

令和 8 年 6 月 11 日

代表取締役 谷川 雅彦